

特別養護老人ホーム石垣の里 サービス利用料金表兼同意書

1. 介護保険制度の利用者負担について

利用者負担＝介護サービス費＋居住費＋食費＋日常生活費

2. 利用料金

原則として下記の通りです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定の内容に基づいた負担額となります。

介護サービス費

要介護度	ユニット型個室	従来型個室	多床室
要介護1	644 円	557 円	557 円
要介護2	712 円	625 円	625 円
要介護3	785 円	695 円	695 円
要介護4	854 円	763 円	763 円
要介護5	922 円	829 円	829 円

※旧措置者(平成12年4月1日以前に入所された方)

要介護度	従来型個室	多床室
要介護1	547 円	594 円
要介護2	653 円	700 円
要介護3	653 円	700 円
要介護4	781 円	828 円
要介護5	781 円	828 円

②その他加算される料金

加算の種類	1日あたりの自己負担額
初期加算(入居日から30日を限度)	1日あたり 30 円
看護体制加算Ⅰ(2)	1日あたり 4 円
看護体制加算Ⅱ(2)	1日あたり 8 円
個別機能訓練加算	1日あたり 12 円
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり 120 円
療養食加算	1日あたり 6 円
再入所時栄養連携加算	1日あたり 400 円
低栄養リスク改善加算	1日あたり 300 円
看取り介護体制加算(死亡日以前4日以上30日以下)	1日あたり 144 円
看取り介護体制加算(死亡日前日、及び前々日)	1日あたり 680 円
看取り介護体制加算(死亡日)	1日あたり 1,280 円
看取り介護体制加算Ⅱ(死亡日以前4日以上30日以下)	1日あたり 144 円
看取り介護体制加算Ⅱ(死亡日前日、及び前々日)	1日あたり 780 円
看取り介護体制加算Ⅱ(死亡日)	1日あたり 1,580 円
在宅入所相互利用体制加算	1日あたり 40 円
サービス提供体制加算Ⅰ(1)	1日あたり 18 円
サービス提供体制加算Ⅰ(2)	1日あたり 12 円
サービス提供体制加算Ⅱ	1日あたり 6 円
サービス提供体制加算Ⅲ	1日あたり 6 円
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日あたり 13 円
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	1日あたり 28 円
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	1日あたり 16 円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	1日あたり 33 円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	1日あたり 21 円
外泊、入院時加算(1月に6日間を限度)	1日あたり 246 円
口腔衛生管理体制加算	1月あたり 30 円
口腔衛生管理加算	1月あたり 90 円
排せつ支援加算	6月以内の期間に限り1月 100 円
褥瘡マネジメント加算	3月に1回あたり 10 円
介護職員処遇改善加算	全体の利用単位の6%が算定されます。利用日数に応じて変動します。

※その他、居住費・食費・医療費等がご本人の負担になります。

※上記の加算は今後の体制状況に応じて変更になる場合があります。

食費及び居住費

一日当たりの負担限度額

利用者負担額	食費	居住費		
		ユニット型	従来型個室	従来型多床
第1段階	300円	820円	320円	0円
第2段階	390円	820円	420円	370円
第3段階	650円	1,310円	820円	370円
第4段階	1,380円	1,970円	1,150円	840円

介護保険負担限度額認定証の対象者

※第1段階～第3段階に該当される方で、預貯金等の合計で1,000万(夫婦は2,000万円)以下の方

第1段階

・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、もしくは生活保護受給者

第2段階

・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額、遺族年金・障害年金収入額の合計が年額80万円以下の方

第3段階

・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市民税非課税で、利用者負担第1段階・第2段階に該当されない方

第4段階

・介護保険負担限度額認定証の対象外の方